

10 環境への負荷の少ない

生活・事業活動



1 環境への負荷の少ない生活・事業活動の現況と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついており、その解決のために、一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

1 環境への負荷の少ない生活

地球温暖化問題は、便利で快適な暮らしを求め続けてきた私たち人類の活動全般がもたらしたもの。そのため、私たち一人ひとりが、「少しでも電気を節約しよう」、「水を節約しよう」といった「今、できること」から取り組み、自らのライフスタイルを見直すことが重要です。そうした観点から、地球環境保全のための行動指針である「新アジェンダ 21 かながわ」を平成 27 年度に改訂し、新たに「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 (てん) トライ」としてスタートしました。

かながわ地球環境保全推進会議では、県民、企業、NPO、行政、学校などが、環境に配慮した行動を宣言・登録し、日々の活動の中で実践していく「マイアジェンダ登録」を推進してきましたが、平成 27 年度 7 月からは、新たに「マイエコ 10 (てん) 宣言」の普及を進めています。また、平成 30 年度には、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表したことに伴い、新たに「マイエコ 10 宣言 プラごみゼロ宣言バージョン」を作成しました。令和元年度末の個人宣言・登録数は累計で 334,665 人※となりました（団体、企業、行政等を含む宣言・登録全体では 346,472 件）。

※ マイアジェンダ登録からの累計とし、「プラごみゼロ宣言バージョン」の宣言者数を含む。

▲表2-10-1 マイエコ 10(てん)宣言累計数(マイアジェンダ登録を含む)

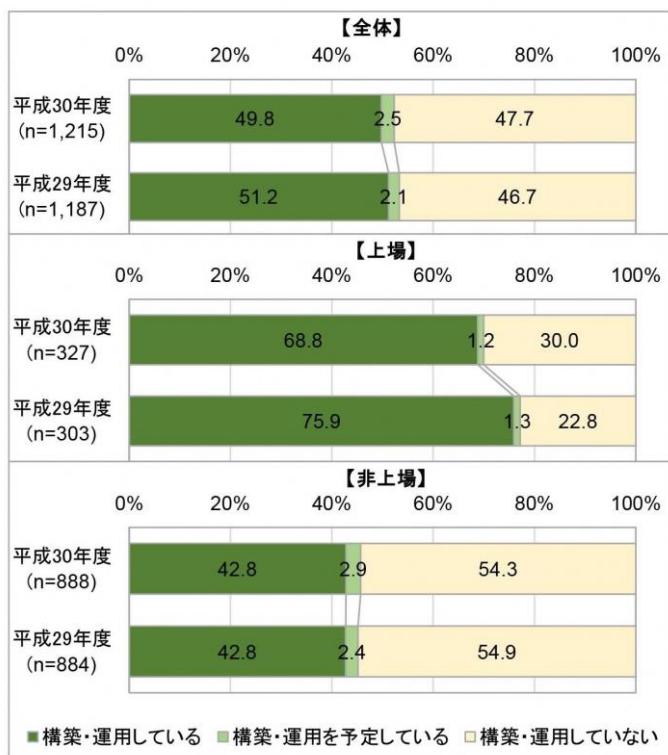
| | 平成 26 年度 (2014) | 27 年度 (2015) | 28 年度 (2016) | 29 年度 (2017) | 30 年度 (2018) | 令和元年度 (2019) |
|--------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| マイエコ 10 宣言累計数 | 135,362 件 | 151,970 件 | 185,500 件 | 205,562 件 | 317,826 件 | 346,472 件 |
| (うち個人のマイエコ 10 宣言 累計数) | (123,940 人) | (140,505 人) | (173,979 人) | (193,994 人) | (306,099 人) | (334,665 人) |

2 環境への負荷の少ない事業活動

企業においては、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が行われており、ISO14001 をはじめとする環境マネジメントシステム▼の認証取得や環境報告書▼の取組等が普及してきましたが、中小企業等への浸透はまだ十分とはいえません。県としては、環境マネジメントシステムの普及を図るため、ホームページによる情報提供や、県が実施する省エネ診断の際に、省エネ対策の一つである環境マネジメントシステムの周知を行い、企業の自主的な環境配慮活動を促進しています。

また、農業においても、近年、環境保全型農業を推進するため家畜排せつ物や食品廃棄物等を堆肥化し、有効利用していく取組が進められています。今後も、生産者や消費者の理解をいただきながら、広く普及促進していく必要があります。

▲図2-10-1 企業における環境マネジメントシステムの構築・運用状況



<出典:環境省「令和元年度 環境にやさしい企業行動調査結果」>

2 環境への負荷の少ない生活・事業活動に関する県の取組

1 ライフスタイルの転換

■ 環境にやさしくらしの推進

県では、九都県市首脳会議と連携し、地球温暖化防止の取組を一層推進するとともに、住民や事業者の皆さんに省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解していただき、率先して行動することを促すために、「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施し、県内の経済団体や消費者団体、各地域協議会などにもこの趣旨に沿った取組を積極的に実施していくよう、呼びかけを行いました。

また、家族がひとつの部屋で過ごし使うエアコンの数を減らしたり、自然が多い場所や街中で涼しく過ごせる場所に集まる「クールシェア」を推進するため、「クールシェアマップ」を公開しました。

こうした様々な取組によって、県民の間で地球温暖化対策及び節電の必要性についての認識は着実に広まってきていますが、日常生活において具体的な実践行動に結びつけていくためには、今後も、身近なところから一人ひとりが実践していくことを促す普及啓発を続けていく必要があります。



「ライフスタイルの実践・行動」
キャンペーンポスター

■ 各種普及啓発イベント等の実施

かながわ地球環境保全推進会議では、「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10（てん）トライ」の周知及び浸透を図ることを目的として、「地球環境イベント かながわエコ 10 フェスタ」を開催しています。令和元年度は5月 25 日・5月 26 日に横浜公園で開催しました。

この他にも、市町村等と連携し、県内の様々な環境イベントに参加しています。



「地球環境イベント かながわエコ 10 フェスタ」の様子

2 環境への負荷の少ない事業活動の促進

■ 県の事業者・消費者としての取組

県では、平成 13 年 1 月に物品やサービスを購入する際の原則として「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定し、環境に配慮した購入に取り組んでいます。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することです。これは環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会の形成において重要な鍵を握っています。県が事業者・消費者としての経済活動や環境に与える影響は大きいことから、県では、物品やサービスを購入する際に、次の 3 点を考慮するとともにグリーン購入の原則に基づき対応することとしています。

【グリーン調達】環境に配慮した物品やサービスを購入する

【グリーン配送等】購入に伴う活動の環境影響に配慮する

【グリーン入札】環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する

また、県が業務委託する清掃や食堂業務等については、平成 13 年 12 月に「サービスを購入する際のグリーン調達の基準」を策定し、委託契約の際に仕様書等に入れるべき環境配慮の内容を定めています。電力契約についても電気事業者の環境配慮の状況を評価し、評価基準を満たす電気事業者と契約する「電力のグリーン購入」を実施しています。

▲表2-10-2 グリーン購入の原則<グリーン購入ネットワークより>

| |
|---|
| (1) 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること |
| (2) 資源やエネルギーの消費が少ないとこと |
| (3) 天然資源の持続可能な利用を図っていること |
| (4) 長期間の使用が可能であること |
| (5) 再使用が可能であること |
| (6) リサイクルが可能であること |
| (7) 再生材料や再使用部品を利用していること |
| (8) 廃棄時に適正な処理・処分が容易なこと |
| (9) 社会面に配慮していること |

コラム 消費者市民社会形成に向けた環境教育の取組

「エシカル（倫理的）消費」から考える消費者市民社会

皆さんは、買い物をするとき、どういう基準で商品を選んでいるでしょうか。選択基準のひとつに、より良い社会づくりに向け、人や社会・環境に配慮した商品を積極的に選ぶ「エシカル消費」があります。

環境に配慮した商品だけでも、「オーガニック（有機）コットン」を使用したTシャツやタオル、持続可能な環境管理として「森林認証（FSC認証）」を受けた紙で作られたノート、輸送にかかる二酸化炭素排出が少ない地元産農産物など、身の回りにたくさんあります。コーヒー豆やチョコレートなどで知られる「フェアトレード」も、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす仕組みだけでなく、生産地域の環境に配慮されていることが認証の条件となっています。

県では、企業や団体と連携した啓発イベントの開催のほか、リーフレットや動画などを作成し、エシカル消費の普及に取り組んでいます。

動画はホームページから視聴できます。

キミの行動が社会を変える

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r7b/cnt/f535323/p1096044.html>

大量生産、大量消費の現代社会において、私たち一人ひとりの“消費”行動が世界の経済や地球環境にも大きな影響を与え続けていることを自覚し、持続可能な社会を形成していくためには、積極的に社会へと働きかける消費者を育てていく必要があります。

そこで、平成30年3月に改正した神奈川県消費生活条例に消費者市民社会*の理念を追加し、消費者教育の充実を図ることとしました。

環境教育や食育などにおいては、消費者教育と目的や内容が重なる部分があることから、県では、消費者市民社会*の形成に向け、相互に連携し、効果的な消費者教育を推進しています。

* 「消費者市民社会」：消費者教育推進法では「消費者が、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されています。



「買い物が未来をつくる未来をかえる」リーフレットと「SDGs ゴール12」カードセット(平成30年度発行)



「食品ロスについて話そう！～エシカル・トークかながわ 2019」イベント(令和元年度開催)

■ 中小企業に対する金融支援

県では、金融機関や神奈川県信用保証協会と協調して、中小企業者、協同組合等が取り組む公害防除のための施設改善や産業廃棄物処理施設の整備、NOx対策や土壤汚染対策の実施、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）の導入等に必要な資金の調達を神奈川県中小企業制度融資により支援しています。

▲表2-10-3 対象となる神奈川県中小企業制度融資

| 資金名 | 環境・省エネルギー対策融資 |
|---------------|----------------------------------|
| 融資限度額 (原則) | 中小企業者 8,000万円 協同組合等 1億2,000万円 |
| 融資利率 (固定) | 年利2.1%以内 (令和2年度当初時点) |
| 融資期間 | 1年超10年(運転資金7年)以内 |

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/>

神奈川県 制度融資

検索



■ ISO14001 審査登録の普及促進

(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所では、県内中小企業のISO14001 審査登録や登録後の環境マネジメントシステム（EMS）の運用管理の仕方等を支援するため、事業者の要請に応じて技術アドバイザーの派遣・相談を行っています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

<https://www.kistec.jp>

検索



■ 中小企業向け環境マネジメントシステムの普及促進

中小企業者が導入しやすい環境マネジメントシステムの普及を図るため、ホームページによる情報提供や、県が実施する省エネ診断の際に、省エネ対策の一つである環境マネジメントシステムの周知を行います。

3 環境共生型の産業の振興

■ エネルギー産業の高度化・統合化の促進

県は、平成19年度に、京浜臨海部に立地する企業、関係行政機関等とともに「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を設置し、生産活動の効率化や資源・エネルギーの有効活用につながる企業間連携の取組を進めています。

4 環境と調和した農林水産業の推進

■ 環境保全型農業の推進

県では、環境と調和する農業を推進するため、環境保全型農業推進基本方針を策定し、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の削減を図る環境保全型農業に取り組む農業者に対して、技術的な支援を行うことにより、環境保全型農業の定着を図ってきました。

農業が持つ物質循環機能を生かし、持続的な農業生産を行うためには、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源を堆肥として有効利用するとともに、環境への負荷に配慮した適正な施肥を行うことが重要です。

そのため、地域で発生する有機物を主体とした土づくりを推進するとともに、「神奈川県作物別施肥基準」（令和元年5月改訂）を策定し、堆肥に含まれる窒素成分を考慮した作物別の施肥量を示し、土壤診断に基づく適正な施肥指導を行っています。

そのほかに、エコファーマー制度（コラム参照）や“環境にやさしい農業を進める宣言”をした生産者団体と知事が協定を結ぶ制度を推進し、農業者への意識啓発を図っています。

また、農業者団体等が行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対して助成することにより、環境保全型農業のより一層の推進を図っています。

さらに、環境保全型農業を推進するためには、生産者だけでなく、県民や消費者の理解促進が重要

であることから、ホームページでエコファーマー、協定締結団体、有機農業者の紹介などを行っています。

▲表2-10-4 新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数

| | 平成26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|------|------|------|------|-------|
| 人 数 | 13人 | 36人 | 55人 | 84人 | 95人 | 118人 |

詳しくは、ホームページをご覧ください。

環境にやさしい農業

検索

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/nousin_top_06.html



コラム エコファーマー

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」をつくりました。この法律に基づき堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする計画を作成し、知事が認定した農業者を「エコファーマー」と呼びます。

【エコファーマーマーク】

県では、通常の栽培で使用する化学肥料及び化学合成農薬の使用量（慣行レベル）より3割以上減らして栽培することを推進しています。

認定された農業者は、農作物にエコファーマーマークをつけることができます。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

エコファーマー

環境保全型農業

検索

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6k/cnt/f6620/>



■ 畜産環境保全対策の推進

県では、畜産事業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対し、助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力を向上させる資材として有効に利用されています。

▲表2-10-5 家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

| | 平成29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|----------|----------|----------|----------|
| 総家畜ふん量 | 227,993t | 221,101t | 214,065t |
| 堆肥化仕向け量 | 218,405t | 211,227t | 201,658t |
| 家畜ふん堆肥化率 | 95% | 95% | 94% |

■ 県産木材の有効活用の推進

神奈川の森林を恵み豊かなものとして再生していくために、木を使って森林を育てる「森林の資源循環」を取り戻すことが大切です。そこで、県では、間伐材の搬出に対する支援や神奈川県産木材の製品を増産させ、県産木材がより身近になる取組を行っています。

また、県産木材を幅広く周知し利用拡大を図るため、平成17年度から県産木材を使用した学校などの公共性が高い施設に対して支援を行っています。こうした取組を通じて、県民の皆さんのが木材の良さに触れる機会を増やし、森林資源の有効活用が森林環境の保全につながることをPRしています。



県産木材施設(老人福祉施設聖アンナの家)

■ 地産地消の取組

県では、地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を、地域の県民に提供していく地産地消の推進のための一つの方策として、生産性を向上させるための機械・施設の導入や直売施設等の整備への支援を行ってきました。

これまでの取組により、「地産地消」は着実に進んでいますが、県産品の活用をさらに促進するため、多様な県民の期待やニーズに応える積極的な取組が必要です。そこで、平成27年度より、消費者（一般消費者、加工・小売・飲食業者）のニーズや期待に応じたものを生産し、「食」として提供することや、今後需要が見込まれる薬膳料理の材料となる農作物について実証栽培し、地域農業者により生産拡大を図るなど、新たな地産地消の取組を進めています。

また、農協などの生産者団体と協働し、地域の優れた農林水産物などを「かながわブランド」として消費者にわかりやすくPRするとともに、かながわブランド登録品をはじめとした県内産農林水産物の普及PR・消費拡大を図るため、県内産農林水産物の取扱いに意欲的な量販店、飲食店などの店舗に「かながわブランドサポート店」として登録していただく取組などを進めています。

■ 農地の有効利用と多面的機能の発揮

県では、耕作放棄地を県が借り受けて復旧し、企業を退職した中高年者等に、広い面積の農地を貸し出すとともに栽培研修を行う「中高年ホームファーマー事業」を実施し、令和元年度は4.6haの農園を開設しました。

また、平成19年度からは、市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った都市住民を新たな担い手として育成するとともに、併せて耕作放棄地を復旧した農地（10～30a程度）を耕作してもらう「かながわ農業ソーター事業」を実施し、令和元年度末時点で28.3haが耕作され、農地の有効利用を図りました。

さらに、中山間地域等における耕作放棄地の発生抑制、土砂流出防止、地下水かん養、景観形成などの多面的機能の確保を図るため、令和元年度は小田原市ほか4町10集落（41.6ha）で、「中山間地域等農業活性化支援事業」により、集落協定に基づく地域ぐるみの共同活動に対して助成しました。また、農産物の安定供給と農地の多面的機能の発揮を図るため、令和元年度は小田原市ほか7市2町26

地区(998ha)で、「多面的機能支払事業」により、農地や農業用水等を保全する地域の取組や活動に対して助成しました。



農業研修を受ける研修生
(中高年ホームファーマー事業)



地域ぐるみで実施する農道の補修作業
(多面的機能支払事業 小田原市)

詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/homefarmer/index.html>

神奈川県中高年ホームファーマー事業 ①

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/supporter/index.html>

かながわ農業サポーター事業 ②

検索



<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f4253/index.html>

神奈川県中山間地域等振興対策 ③

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n8f/cnt/f532130/index.html>

神奈川県多面的機能支払事業 ④

